

沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館運営委員会規程

令和4年3月25日

沖芸大規程第79号

(設置)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館規程（令和3年沖芸大規程第78号）第3条第2項の規定に基づき、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 図書資料、芸術資料等の収集及び利用に関すること。
- (2) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) その他運営上重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書・芸術資料館長
- (2) 学芸室長
- (3) 各学部ごとに教員3名
- (4) 芸術文化研究所の教員から1名

(任期)

第4条 前条第3号及び第4号に掲げる委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、附属図書・芸術資料館長をもって充てる。

2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、附属図書・芸術資料館の職員が処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則（令和4年3月25日学長決裁）

この規程は、令和4年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。